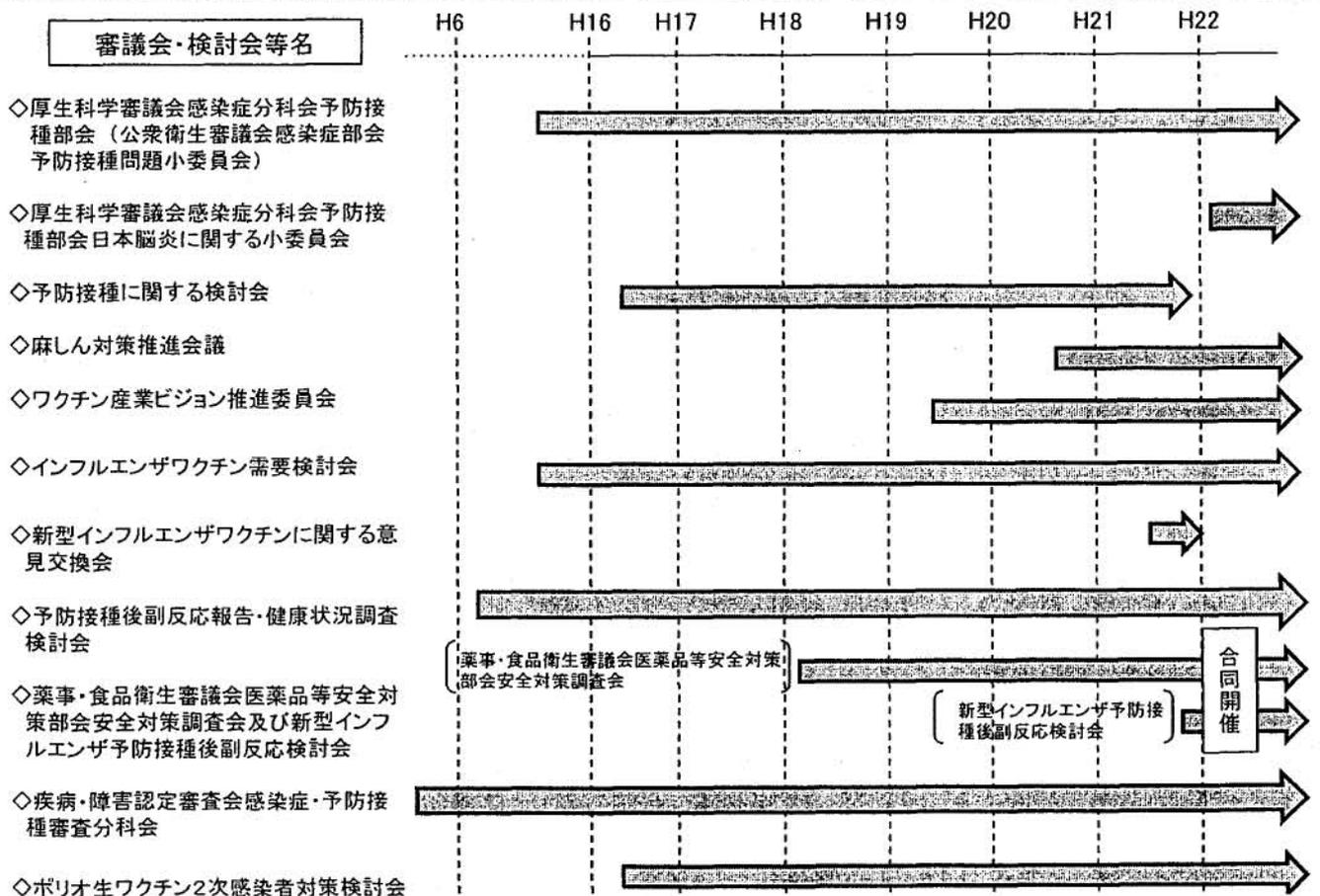


わが国の予防接種に係る審議会・検討会等 について

平成22年6月16日
厚生労働省 健康局 結核感染症課

審議会・検討会等の設置の推移



公衆衛生審議会(現 厚生科学審議会) (1)

目的

公衆衛生審議会感染症部会予防接種問題小委員会
予防接種のあり方について必要な検討を行うことを目的とする。

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会
予防接種に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

根拠

○公衆衛生審議会

厚生省設置法(昭和24年法律第151号)、公衆衛生審議会令(昭和53年政令第185号)

○厚生科学審議会

厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)、厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)、厚生科学審議会感染症分科会運営細則(平成13年厚生科学審議会決定)

公衆衛生審議会(現 厚生科学審議会) (2)

成果

○平成6年法改正:義務接種から勧奨接種へ

(背景)

- ・ 公衆衛生や生活水準の向上により、予防接種に対する国民の考え方は、各個人の疾病予防のために接種を行い、自らの健康の保持増進を図るという考え方へ変化。
- ・ 予防接種制度については、国民全体の免疫水準を維持し、これにより全国的又は広域的な疾病の発生を予防するという面とともに、個人の健康の保持増進を図るという面を重視した制度とすることが必要。
- ・ 一般的な臨時接種として接種していたインフルエンザについては、社会全体の流行を抑止するデータは十分ないと判断された。

(平成5年公衆衛生審議会答申)

- 義務規定を廃し、努力規定とした
- 痘そう、コレラ、インフルエンザ、ワイル病を対象疾病から削除し、破傷風を対象接種疾患に追加
- 健康被害に係る救済制度の充実
- 一般的な臨時の予防接種の廃止

公衆衛生審議会(現 厚生科学審議会) (3)

成果

○平成13年法改正:対象疾病に区分を創設

(背景)

- ・ インフルエンザ(平成6年の改正で対象疾病から削除)による高齢者の肺炎の併発や死亡が社会問題化
- ・ 高齢者におけるインフルエンザの発生状況などを踏まえ、インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、健康被害に対しても公費による救済を行うべき旨の公衆衛生審議会答申が出された。

一 対象疾病を一類疾病と二類疾病に区分

- ・ 一類疾病:感染力の強い疾病の流行阻止、又は致死率の高い疾病による重大な社会的損失を防止するために予防接種を実施(努力義務あり)
<ジフテリア、百日せき、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風>
- ・ 二類疾病:個人の発病や重症化を防止し、このことによりその疾病の蔓延を予防することを目的として予防接種を実施(定期接種については努力義務なし)<インフルエンザ(高齢者に限る)>

○平成18年法改正:対象疾病に結核を追加

- 一 感染症法の改正と結核予防法の廃止に伴い、一類疾病に結核を追加

予防接種に関する検討会

目的

予防接種制度を取り巻く重要な課題について検討し、今後の予防接種制度の在り方について必要な検討を行うことを目的とする。

根拠

予防接種法の一部を改正する法律(平成13年法律第116号)附則第2条に規定する施行後5年を目途に検討を加える旨の規定を受けて、厚生労働省健康局長の私的検討会として設置

成果

平成17年3月 中間報告を取りまとめ

- 中間報告を踏まえ、麻しん及び風しんの2回接種制度の導入及び日本脳炎第3期接種の廃止に関する政令及び省令の一部改正を実施

平成18年3月 麻しん及び風しんの予防接種のあり方について審議

- 当該審議を踏まえ、経過措置(施行前に麻しん及び風しんの単抗原ワクチンを接種した者を第2期の対象としない)の削除並びに麻しん及び風しんの単抗原ワクチンを接種液として追加する政令及び省令の一部改正を実施

ワクチン産業ビジョン推進委員会

目的

ワクチン産業ビジョンに掲げられた事項の着実な推進に資するための情報交換・討議

根拠

ワクチン産業ビジョン(平成19年3月策定)推進のための厚生労働省医薬食品局長の私的検討会として設置

成果

1. ワクチン産業ビジョン推進委員会ワーキンググループ設置(平成19年10月)
ワクチン産業ビジョン推進委員会ワーキンググループ検討とりまとめ(平成20年3月)
2. 複数の研究機関による、ワクチン開発研究機関協議会発足(平成19年11月)
3. ワクチンメーカーと国内外大手企業との連携
(例:(学)北里研究所と第一三共(株)との連携【平成20年12月】、(財)化学及血清療法研究所とグラクソ・スミスクライン(株)との連携【平成21年9月】)
4. ワクチン産業ビジョン推進委員会混合ワクチン検討ワーキンググループ設置(平成21年2月)
5. 平成21年度新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
6. 感染症予防ワクチンの非臨床試験ガイドラインについて(平成22年5月27日付審査管理課長通知)

インフルエンザワクチン需要検討会

目的

次シーズンに向けて、インフルエンザワクチンの需要を予測すること

根拠

平成11年シーズン時の需要の急激な増加に伴う不足が起こった状況を踏まえ、次シーズンに向けて、インフルエンザワクチンの需要をよりの確に把握するための調査を行い、需要を予測するための医薬食品局長の私的検討会として設置

成果

- 1 毎年のインフルエンザワクチンの安定供給に関する通知
(1)インフルエンザワクチンの安定供給対策について(例年7月ごろ。昨年度は平成21年7月28日付け3課長通知)
(2)インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について(例年10月ごろ。昨年度は発出せず。)